鏡石町公布第７７号

鏡石町職員の希望降任に関する規則をここに公布する。

令和８年１１月２日

鏡　石　町　長　　木　賊　正　男

１．令和８年　鏡石町規則第１４号

鏡石町職員の希望降任に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、職員の自らの意思に基づく降任に関する希望を尊重することにより、職員の勤務意欲の向上及び組織の活性化を図るため、職員の希望降任制度について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象職員）

第２条　降任を希望することができる職員は、職員の給与に関する条例（昭和４１年鏡石町条例第１号）第３条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が４級以上の級にある者で、次のいずれかに該当するものとする。

（１）　家族の介護等の家庭の事情により、その職責を果たすことが困難であると感じる者

（２）　病気等の理由によりその職責を果たすことが困難であると感じる者

（３）　前２号に掲げるもののほか、身体的又は精神的にその職責を果たすことが困難であると感じる者等

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長が特別の事情があると認める者

（降任の申出）

第３条　降任を希望する職員（以下「希望職員」という。）は、降任希望申出書（様式第１号、以下「申出書」という。）を任命権者に提出しなければならない。

２　前項の申出書は、原則として毎年度１２月３１日までに所属長を経由し、任命権者に提出しなければならない。ただし、任命権者が特に認めた場合は、申出の期限以外においても申出書を提出することができるものとする。

（降任の承認等）

第４条　前条の規定により申出書の提出があったときは、必要に応じて、任命権者又はその指定する者が、希望職員から聴き取りを行うものとする。

２　任命権者は、申出書の内容、所属長の意見並びに前項の聴き取り結果から降任の適否について判定し、その結果を降任承認（不承認）通知書（様式第２号）により、当該職員に通知するものとする。ただし、町長以外の任命権者が判定する場合は、事前に町長と協議するものとする。

（降任の時期）

第５条　任命権者は、前条の規定により降任を承認した職員（以下「降任職員」という。）を、当該承認の日後最初に到来する定期異動の日において降任させるものとする。ただし、任命権者が必要と認めるときはこの限りでない。

（降任の効果）

第６条　降任職員の降任後の職務の級は、適用される給料表の別に応じて別表に定める職務の級とする。

２　降任職員の降任後の給料号俸は、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和４１年鏡石町規則第４号）に定めるところによる。

３　前２項の規定により難い事情がある降任職員については、前２項の規定にかかわらず、別に職務の級及び号給を決定することができる。ただし、町長以外の任命権者がこの決定をしようとするときは、事前に町長と協議して行うものとする。

（降任希望理由解消の届出）

第７条　降任した職員について、降任を希望する理由がなくなった場合には、降任希望理由解消届（様式第３号）を任命権者に提出しなければならない。

２　前項の規定による届出があったときは、その適否を判断し、当該職員を昇任又は昇格させることができる。ただし、町長以外の任命権者が判断する場合は、事前に町長と協議して行うものとする。

（その他の事項）

第８条　この規則の施行について必要な事項は、町長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第６条関係）

適応される給料表	後任前の職務の級	降任後の職務の級
行政職給料表	６級	５級以下
	５級	４級以下
	４級	３級以下

様式第１号（第３条関係）

降任希望申出書

年　　月　　日

（任命権者）

様

所　　属
職　　名
氏　　名

鏡石町職員の希望降任に関する規則第３条の規定に基づき、降任の希望を申し出ます。

降任を希望する理由	
降任後に希望する職及び従事したい職務等	

様式第２号（第４条関係）

降任承認（不承認）通知書

年　　月　　日

所　　属
職　　名
氏　　名

（任命権者）　　印

年　　月　　日付けで申出のあった降任については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

１　承認する

降任後の職位

降任後の給料　　行政職給料表　　級　　号給

２　承認しない

承認しない理由

様式第３号（第３条関係）

降任希望理由解消届

年　　月　　日

（任命権者）

様

所　　属
職　　名
氏　　名

年　　月　　日付けで申出をした理由が次のとおり解消しましたので、鏡石町職員の希望降任に関する規則第７条の規定に基づき、届け出ます。

降任を希望した理由	
当該理由が解消した事由	